

日本国籍法第3条改正の提案に関する UNHCR の見解（2022年10月21日）概要



現在、世界中で数百万の人々が無国籍のまま暮らしています。多くは、身分証明書を持たず、学校に通えず、病院に行けず、働けず、銀行口座を開けず、家を買えず、結婚さえできません。どこの国でも在留資格を得られない場合もあるため、無国籍者は移動の自由がなく、身柄拘束されることもあるなど、生涯に渡って困難に直面します。

国連総会は、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）に対し、**無国籍の把握、防止と削減、そして無国籍者の保護**という世界的任務を与えました。そこで UNHCR は、無国籍が生じることを回避するとともに、無国籍者の人権が保護され、かつ無国籍者が国籍取得への道筋を得られるよう無国籍者を認定して法的地位を付与する手続きを設置するための法令の策定・改善に関して、各国政府と協力しています。

すべての人に、自分には居場所がある（#IBELONG）と言う権利がある

2024年までに無国籍をなくすために UNHCR が実施している#IBELONG キャンペーンは、日本政府の賛同を得ており、難民に関するグローバル・コンパクトおよび移住に関するグローバル・コンパクトによっても支えられています。このキャンペーンは、**持続可能な開発目標**（特にすべての人々に法的な身元証明を提供するというターゲット 16.9）の達成に資するものです。UNHCR は、**無国籍根絶**のための UNHCR の活動に対する日本の支持表明に感謝いたします。日本はまだ無国籍者の地位に関する 1954 年の条約と無国籍の削減に関する 1961 年の条約の締約国ではないものの、**両条約への加入**を検討中です。

主要な提言

国籍法第3条改正に際して無国籍を防止するために

UNHCR は、**無戸籍者**（戸籍のない日本国民）の生じている状況に終止符を打つための日本の取組みを歓迎いたします。このような取組みは、最近では 2022 年 10 月 14 日に国会に提出された「民法等の一部を改正する法律案」に表れています。同時に UNHCR は、同法案に含まれている国籍法第3条改正の提案（認知された子の取得した国籍について、日本国民との生物学的親子関係が無いことが判明したら遡って無効にする趣旨が含まれる）については、**国際法に基づいて無国籍および国籍の恣意的剥奪の防止を確実にするため**、以下の検討を提言させていただきます。

1. 新設が提案されている規律に関して例外を設けることにより、認知について反対の事実があり国籍の喪失が起こる際に無国籍を防止するしくみを強化すること。
2. 既に取得済みの国籍との関係で認知が無効とされた人を**遡及的に**国民であったことがなかった人として扱うという旨の提言を再構成し、**対象者の国籍を喪失させる行政処分**とすること。これは、**個別の比例性審査や適正手続き**（不服申立ての権利を含む）を確保する一助となると考える。
3. **国籍の喪失**を検討する際には、当事者の日本とのつながりを含む様々な要素の審査を行い、**未成年の場合には、児童の権利条約第3条に基づく児童の最善の利益**を考慮すること。
4. 国籍の喪失が無国籍につながる可能性のない場合であっても、一度取得した国籍を喪失させることができなくなる**期間制限**（例えば、民法に新設予定の認知無効の主張の**期間制限**に合わせて**7年とする等**）を設けること。